

公共職業訓練(ハロートレーニング)「離職者等向け委託訓練」について

青森県では、求職者の皆さまの再就職を支援するため、専修学校、各種学校等の民間教育施設を活用して、再就職に役立つ職業能力の習得を図る訓練コースを設定し、機動的な公共職業訓練(ハロートレーニング)「離職者等向け委託訓練」を実施しています。

多様な職種に適応できるよう、情報・福祉・医療・販売・事務・サービス等の分野の委託訓練を実施していますので、再就職にお役立てください。

離職者等向け委託訓練の概要

●離職者等向け委託訓練の種類

- ①知識等習得コース(※「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」の設定あり)
民間教育施設において就職に役立つ知識や技能を習得するコースです。
※「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」とは、育児等に従事する時間に配慮し、1日あたりの訓練時間を短く設定したコースです。(短時間訓練：1日4時間程度)
- ②建設人材育成コース(※弘前地区・八戸地区)
建設機械等の運転技能及びパソコンスキル等の知識・技能を習得するコースです。
- ③デュアルシステムコース
民間教育施設において就職に役立つ知識や技能を習得するとともに、企業での職場実習を通して実践的能力を習得するコースです。
- ④実務に役立つIT活用力習得コース
幅広い産業・全ての職種のビジネスシーンにおいて、今後、標準的に習得しておくことが理想とされる「ITを使いこなす力」を習得するコースです。
- ⑤大型自動車一種運転業務従事者育成コース
自動車運送業界における大型自動車の運転業務への就業を希望する求職者を対象とした、大型自動車一種免許の取得及び自動車運送業界の就労に必要な知識等をを目指すコースです。

●訓練科目及び募集日程等

日程表にあるコースの開講を予定しています。募集日程等の変更や年度途中にコースを追加することもあります。また、応募者数が少ないコースは中止となる場合もあります。最新の状況は、最寄りの公共職業安定所におたずねください。

●訓練内容

訓練目標、資格取得、主な教科については、各地域の日程表の後に掲載していますので、ご覧ください。なお、全コースにおいて、面談や履歴書作成等を行う就職支援を受けていただきます。

詳しくは、最寄りの公共職業安定所におたずねください。

●訓練時間

訓練は、月曜日から金曜日までの概ね午前9時から午後4時まで実施します。
なお、育児等との両立に配慮した再就職支援コース及び訓練期間内に企業実習があるコースでは、この限りではありません。

●受講料

無料です。ただし、教科書代、健康診断料、資格試験受験料、駐車場代等は本人負担となります。コースにより、本人負担の内容及び金額が異なります。
詳しくは、最寄りの公共職業安定所におたずねください。

託児サービス

託児サービスを設定しているコースがあります。

- 託児サービスは、以下に当てはまる方がお申込みできます。
 - ①就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育できない方
 - ②同居親族その他の方が当該児童を保育できない方

※注意

- 託児サービスの利用は訓練実施日です。入校説明会等ではご利用できません。
- 託児サービス利用料は無料ですが、食事・ミルク、おやつ代、おむつ代等実費分については自己負担があります。
- 定員児童数を超過して応募があった場合は、託児サービスを利用できない場合があります。

応募方法

● 応募資格

次のすべてに該当する方。

- ①受講開始日において離職している方
- ②公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込をしており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- ③受講開始日から遡って1年以内に公共職業訓練を受講していない方
上記以外の要件を必要とするコース
 - ※「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」の受講は次のいずれかに該当する方
 - ・乳児、幼児又は小学校に就学している子供を養育されている方
 - ・家族を介護している方
 - ・その他特に配慮を必要とする方
 - ※「デュアルシステムコース」の受講は、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けた方

● 申込方法

受講を希望されるご本人の住所地を管轄する公共職業安定所でご相談の上、お申し込みください。

なお、募集期間は変更となることがありますので、ご注意ください。

選考・合格発表等について

● 選 考

申込書、求職状況等により書類選考を行います。

なお、訓練コースにより面接等を行うことがあります。

● 合格発表

選考結果は申込者あてに郵送により通知します。

また、やむを得ない場合を除き、合格発表後の辞退はできませんのでご注意ください。

訓練中の支援

- ・雇用保険の受給資格のある方で、公共職業安定所長の受講指示を受けて受講される方は、訓練期間中、雇用保険の失業給付（基本手当、受講手当、通所手当）が支給されます。詳しくは公共職業安定所におたずねください。
- ・雇用保険失業給付の受給資格がない方で、一定の要件を満たす場合は、「職業訓練受講給付」の対象となる場合があります。詳しくは公共職業安定所におたずねください。

その他

- ・受講期間中は、コースを担当する高等技術専門校又は八戸工科学院の受講生として、指定する民間教育施設で受講していただきます。
- ・訓練の修了には一定の要件(出席率など)があります。修了が見込めない場合は、退校していただくことがありますので、ご注意ください。